

施設ごとの利用者区分

利用者登録していただく団体は、「市内団体」、「4市内団体」、「市外団体」の3種類に分類されます。利用したい施設によって、上記分類の定義が違いますので、下記を参照してください。
なお、要件に合えば、複数、若しくは全ての施設種別を利用する団体として登録することも可能です。

施設種別	市内団体	4市内団体	市外団体
一般体育施設 庭球場及び広沢小学校校庭(夜間開放)を除く	以下の全ての要件を満たす団体 1. 団体代表者が20歳以上で和光市在住・在勤・在学の者 2. 10名以上 で構成される団体であること 3. 団体構成員の 70% が和光市在住・在勤・在学であること	以下の全ての要件を満たす団体 1. 「市内団体」に該当しないこと 2. 団体代表者が20歳以上で4市内(和光市、志木市、新座市、朝霞市)に在住・在勤・在学の者 3. 10名以上 で構成される団体であること 4. 団体構成員の 70% が4市内在住・在勤・在学であること	以下の全ての要件を満たす団体 1. 「市内団体」、「4市内団体」いずれの要件にも該当しない団体であること 2. 団体代表者が20歳以上の者 3. 10名以上 で構成される団体であること
庭球場	以下の全ての要件を満たす団体 1. 団体代表者が20歳以上で和光市在住・在勤・在学の者 2. 2名から4名 で構成される団体で 全ての構成員 が和光市在住・在勤・在学であること、もしくは 5名以上 で構成される団体で、団体構成員の 50% が和光市在住・在勤・在学であること	以下の全ての要件を満たす団体 1. 「市内団体」に該当しないこと 2. 団体代表者が20歳以上で4市内(和光市、志木市、新座市、朝霞市)に在住・在勤・在学の者 3. 5名以上 で構成される団体であること 4. 団体構成員の 50% が4市内在住・在勤・在学であること	以下の全ての要件を満たす団体 1. 「市内団体」、「4市内団体」いずれの要件にも該当しない団体であること 2. 団体代表者が20歳以上の者 3. 5名以上 で構成される団体であること
広沢小学校校庭(夜間開放)	以下の全ての要件を満たす団体 1. 団体代表者が20歳以上で和光市在住・在勤・在学の者 2. 10名以上 で構成される団体であること 3. 全ての団体構成員 が和光市在住・在勤・在学であること	利用不可	利用不可

上記3分類の違い

「市内団体」・・・最初の抽選申込に参加できます。また、抽選後の空きに優先的に申込ができます。

「4市内団体」・・・抽選に参加できませんが、利用料金が「市内団体」と同額で利用できます。

「市外団体」・・・利用料金が市内団体の5割増しです。また、抽選及び抽選後の先着申込優先期間の後に、申込を行うことができますようになります。

各団体ごとの取扱い

	市内団体	4市内団体	市外団体
抽選申込		×	×
優先先着申込期間		×	×
利用料金	総合体育館	定額	10割増し
	一般体育施設・庭球場	定額	5割増し

また、利用料金を減免する団体として、以下の団体があります。これらの団体は、いずれも利用料が定額から50%、または100%の減免を受けることができます。

総合体育館で減免が受けられる団体

「障害者」・・・構成員の70%以上が障害者の場合(50%減免)

「高齢者」・・・構成員の70%以上が65歳以上の場合(50%減免)

また、構成員の70%以上が中学生以下の団体については、利用料金の定額が通常の50%になります。